



# 消費生活センターから



令和3年4月1日号

## ワクチン接種に便乗した「なりすまし」にご注意を

新型コロナワクチン接種に便乗し、区役所等の職員をかたった、なりすましによるトラブルが発生しています。正しい情報を知り、冷静な対応をしましょう。

事例①

「新型コロナワクチンが接種できる。接種費用は無料だが、予約金が必要だ。予約金は後日全額返金するので、お金を振り込むように」と、保健所を名乗る電話があった。

→ 新型コロナワクチンは、予約も接種も無料です。予約の際に費用を徴収することはありません。

事例②

「新型コロナワクチンが無料で接種できるので、氏名や住所を教えてください」と、個人情報聞き出す不審な電話がかかってきた。

→ 電話やメールで個人情報を求めることはありません。接種対象の方には、区から「接種券(クーポン券)」を送付します。

### 対応の注意点

- 心当たりのない不審なメール等が届いても、反応しないようにしましょう
- 不審な電話は無視し、また、留守番電話や自動通話録音機を利用しましょう
- ワクチン接種の予約等の連絡をしていないのに、区役所等の職員が突然電話をかけてくることはありません。怪しいと感じたら、すぐに電話を切りましょう

### 消費生活センターをご利用ください

受付日 (月)～(金) ※祝等は除く

時間 午前8時30分～午後4時30分

受付専用電話 ☎(5604)7055

場所・問合せ 消費生活センター(区役所6階) ☎内線477

※国民生活センター新型コロナワクチン詐欺消費者ホットラインもご利用ください ☎0120(797)188 (受付時間: (土)・(日)・祝等を含む午前10時～午後4時)

令和3年6月1日号

## マッチングアプリを悪用した悪質商法にご注意を

Web上で交際相手候補の情報を提供するマッチングアプリを悪用し、投資や講座の契約をさせる悪質商法が増えています。

### ● デートのはずが投資ソフトを買わされた

マッチングアプリで好意を抱いた相手に誘われて、実際に会ったところ「知り合いがFX取引で稼いでいるので今度一緒に話を聞きに行こう」と言われた。相手とまた会いたかったので、後日、相手とその知り合いに会いに行ったところ、FX取引について説明され、高額な投資ソフトの契約を迫られた。断ろうとしたが、一緒に行った相手が契約したため、断りきることができずに契約してしまった。

### ● 将来の夢を話したらマルチ商法を紹介された

マッチングアプリで知り合った相手に別のSNSサービスに誘導され、そこでメッセージのやり取りを始めた。やり取りを続ける中で、自分の将来の夢を話したところ、そのノウハウを持つ講師を紹介され、講師から講座を勧誘された。高額であったため、迷っていたが「別の人にこの講座を紹介すればお金がもらえるので、すぐに契約金額を取り戻せる」と言われ契約してしまった。

### 被害に遭わないために

- 利用規約違反の相手に警戒する  
アプリによっては、勧誘行為や相手への送金、ほかのSNSツールへの誘導を禁止している場合があります。これに違反している相手には警戒してください。
- 投資等のもうけ話や契約の勧誘、送金の話が出たら、きっぱりと断る
- 相手から個人情報を求められても、安易に提供しない

**不安・不審に思ったら、迷わずに消費生活センターへご相談ください**

### 消費生活センターをご利用ください

受付日 (月)～(金) ※祝等は除く

時間 午前8時30分～午後4時30分

受付専用電話 ☎(5604)7055

場所・問合せ

消費生活センター(区役所6階) ☎内線477

※(土)・(日)・祝等は、消費者ホットライン☎188をご利用ください

消費生活センターから

「必ずもうかる」にご注意を

事例1 荷受け代行・転送アルバイト

インターネットで、荷受け代行アルバイトを登録した。届いた商品を指定の住所に転送したところ、後日、複数の請求書が届き、個人情報不正使用されたことに気づいた。

→知らない人に商品の受け取りや転送を頼むことはありません。不正使用に気づいた時点で、すぐに請求元に連絡してください。

事例2 暗号資産(仮想通貨)取引所の口座開設

友人から、暗号資産取引所に口座を開設するよう勧められ、手続きをした。その後「別の暗号資産取引所に資産を移すともっともうかる」と言われ、資産を移した。当初、高額な利益が出たが、出金できず、友人とも連絡が取れなくなった。

→暗号資産交換業は、金融庁財務局の登録を受けた事業者のみ行うことができます。登録の有無を必ず確認してください。

消費生活センターをご利用ください

受付日 (月)～(金) ※祝等は除く

時間 午前8時30分～午後4時30分

受付専用電 ☎ (5604) 7055



場所 消費生活センター(区役所6階) ☎内線477  
問合せ ※(土)・(日)・祝等は消費者ホットライン☎188をご利用ください

【事例1補足】

- インターネット通販は、住所、氏名、連絡先、メールアドレスを入力して申し込みます。本人以外のアドレスで契約が申し込まれるため、本人には承諾メールが届かず無断契約に気づくのが遅れます。
- 騙されたとしてもあなたに支払い義務があります。騙されたと気づいたらすぐに契約先に連絡しましょう。

【事例2補足】

- 金融庁財務局の登録を受けた事業者のみ国内で暗号資産交換業を行うことができます。登録要件は、株式会社であること、資本金が1000万円以上で純資産がマイナスでないこと、暗号資産交換業を適正かつ確実に遂行する体制が整備されていることなどです。登録の有無を確認しましょう。

令和3年8月21日号

# このような相談が増えています

## 令和2年度消費生活センターの相談概要

令和2年度、消費生活センターへの相談件数は1790件で、前年度より184件増加しました。

60歳以上の方の相談は678件、うち70歳以上は437件で、年代別では最多でした。また、若者世代の相談も前年度より40.1%増加しました。

令和4年4月1日からの成年年齢引き下げに伴い、若者の消費者トラブルがさらに増える可能性があります。

正しい知識や判断力を持ち、消費者トラブルに遭わないよう注意しましょう。

### 増加した相談

- ▶ **スマートフォンや移動通信サービス等**  
格安スマートフォンへの乗り換え、フィーチャーフォン（ガラケー）からスマートフォンへの変更等によるトラブルの相談が増えました。特に通信料や解約した端末の残債、通信不具合等の相談が多数ありました。
- ▶ **火災保険申請代行サービスやトイレ・排水管の工事等**  
「火災保険で屋根工事等ができると言われ、火災保険申請代行サービスや、屋根工事等の契約をした」という相談が増えました。「トイレや排水管工事を依頼したが、高額を請求された」との相談も多数ありました。

### 目立った相談

- ▶ **賃貸住宅の原状回復費用等**  
入居時の修繕費や退去時の原状回復費用等の相談が最も多く、相談件数は1位でした。
- ▶ **新型コロナウイルス感染症の影響**  
航空券の返金トラブル、結婚式場のキャンセル料の相談が多数ありました。インターネットでの健康食品等の定期購入や、通信販売の相談も目立ちました。架空請求メールも引き続き多くの相談がありました。

### 令和2年度に相談の多かった内容

順位	主な相談内容	件数
1	賃貸住宅の原状回復費用等	123
2	架空請求メール等	121
3	コンテンツ利用料に関する架空請求、情報商材等	109
4	保険申請代行サービス等	99
5	健康食品の定期購入等	84
6	工事・建築・リフォーム工事等	80
7	格安スマートフォン等の移動通信サービス等	69
8	化粧品類の通信販売等	63
8	多重債務相談等	63
10	インターネット通信サービス（光回線）等	49

消費生活センターをご利用ください

**受付時間** 月～金（祝等は除く）の午前8時30分～午後4時30分

**受付専用電話** ☎（5604）7055

**場所・問合せ** 消費生活センター（区役所6階） ☎内線477

令和3年11月21日号

## 市場連動型の電力料金プランの契約にご注意を

市場連動型の料金プランは、電力の卸売価格の高騰により、電気料金が高額になる可能性があります。ご注意ください。

### 市場連動型プランとは

一般的な「従量電灯型」と違い、電力を日本卸電力取引所という市場から仕入れるため、電気の需要と供給の状況で価格が変動するプランです。令和3年1月は「普段の7～12倍相当の料金を請求された」という相談が多発しました。今年の冬も安定した供給ができず、価格が高騰する見込みです。

### 対策

平成28年以降に契約変更した方で、電気料金の請求書に「市場連動型」「一部市場連動型」「燃料調整型」の記載がある場合は、市場連動型プランでの契約です。契約内容を確認し、必要に応じて、契約の変更等を検討しましょう。訪問や電話で市場連動型プランの契約・変更等を行った場合は、クーリング・オフができる場合があり、供給開始前であればキャンセルできる場合もあります。

### 消費生活センターをご利用ください

**受付日** 月～金 ※祝等は除く

**時間** 午前8時30分～午後4時30分

**受付専用電話** ☎（5604）7055

**場所**

**問合せ**

消費生活センター  
（区役所6階）

☎内線477

※（出）・（旧）・（祝）等は、消費者ホットライン

☎188をご利用ください



- 市場連動型のプランは、電力会社の固定料金と違い、市場での価格が低い時は電気料金が安くなります。しかし市場取引価格が高騰すると、そのまま料金に影響が出ます。令和3年1月には、普段の7～12倍相当の料金を請求されて驚いたとの相談が多発しました。

令和4年2月21日号

## 悪質な投資の勧誘にご注意を

進学・就職等で人間関係が変化する時期を狙って、悪質な投資の勧誘が発生するおそれがあります。知人等から紹介されても安心せず、契約相手・内容を確認しましょう。

**事例1** 知人の紹介で社債を購入した。満期となったが、事業者と連絡が取れず、お金を返してもらえない。

金融庁の登録を受けていない事業者と社債取引等の契約をしてしまい、被害に遭うケースが発生しています。契約の前に、金融庁ホームページ (<https://www.fsa.go.jp/menkyo/menkyo.html>) で登録の有無を確認しましょう。

**事例2** 知人から紹介された海外事業者のFXで多額の利益が出た。出金のため手数料を払ったが、出金できず、業者と連絡も取れない。

利益が出たと見せかけ、出金時の手数料を狙うケースです。このような事業者は、連絡方法がSNSのみの場合もあり、連絡が取れても返金されることはほとんどありません。財務省ホームページ (<http://kantou.mof.go.jp/kinyuu/kinshotorihou/unregistered-2.htm>) で悪質事業者一覧を公表しているので、契約前に確認しましょう。

消費生活センターをご利用ください

受付日 (月)～(金) ※祝等は除く

時間 午前8時30分～午後4時30分

受付専用電話 ☎ (5604) 7055

消費生活センター (区役所6階) ☎内線477

場所・問合せ ※(土)・(日)・祝等は、消費者ホットライン☎188をご利用ください

令和4年3月1日号

## 若年層の消費者トラブルにご注意を

成年年齢が「18歳」に変わります

4月1日から、成年年齢が18歳に引き下げられます。これに伴い、若年層の消費者トラブルが多発するおそれがあります。ご注意ください。

### ▶ 契約について正しい知識を

契約とは、法律上の責任がある約束のことで、口頭の約束でも成立します。原則、一方の都合でやめることはできません。

### ▶ 困ったときのために情報収集を

解決策をインターネットだけに頼るのは危険です。インターネット上の情報が真実とは限りません。消費生活センター・消費者庁等の公的機関からのお知らせ等で情報収集し、トラブルに巻き込まれた場合の相談窓口を知りましょう。

### ▶ トラブルの例を知っておきましょう

インターネットやSNSのほかに、知人等からの誘いがきっかけで巻き込まれることもあります。よくあるトラブル例を事前に知り、必要のない契約はきっぱり断る等、安易に契約しないよう、心がけましょう。

### 消費生活センターからのお知らせ

■ 多重債務110番…債務整理の問題について、消費生活相談員が内容を聞き、弁護士相談等を案内します。

日時 3月7日(月)・8日(火)午前8時30分～午後4時30分

■ 若者のトラブル110番…29歳以下の契約当事者の相談を受け付けます。

日時 3月14日(月)・15日(火)午前8時30分～午後4時30分

消費生活センターをご利用ください

受付日 (月)～(金) ※祝等は除く

時間 午前8時30分～午後4時30分

受付専用電話 ☎ (5604) 7055

場所・問合せ 消費生活センター (区役所6階) ☎内線477

※(土)・(日)・祝等は、消費者ホットライン☎188をご利用ください

- 大人として、社会的な責任を負うという意味を考えましょう。社会の一員であることを自覚し、望ましい行動をしましょう。

「大人」になるってどんなこと

4月1日 から **成年年齢** が  
**引き下げられます**

民法の改正による成年年齢の引き下げが行われ、令和4年4月1日から、18歳以上の方が成年になります。成年になると、保護者の同意がなくても自身の意思でさまざまな契約ができるようになる等、「できること」が増えますが、同時に大きな責任を負うことも増えてきます。

トラブルに遭うことがないように、注意すべきことを理解し、「大人」として、社会にはばたきましょう。

問合せ 指定があるもの以外は消費生活センター ☎内線477



▲撮影協力・都立竹台高等学校

成年になる  
期日・年齢

出生日	成年になる日	成年になる年齢
平成14年4月1日以前	20歳の誕生日	20歳
平成14年4月2日～平成15年4月1日	令和4年4月1日	19歳
平成15年4月2日～平成16年4月1日		18歳
平成16年4月2日以降	18歳の誕生日	

成年年齢の引き下げで変わること

成年年齢引き下げに伴い、18歳になると次のことができるようになります。

- クレジットカードを作る
- 携帯電話・ローンを契約する
- アパート等を借りる
- 10年間有効のパスポートを取得する
- 性同一性障害の方が、性別の取り扱いの変更審判を受ける

これまでどおり20歳にならないとできないこと

- 飲酒・喫煙
- 競馬・競輪・オートレース等の投票券の購入
- 大型・中型自動車運転免許の取得



消費者トラブルにご注意を

成年になると、保護者の同意がなくても、自身で有効な契約ができるようになりますが「未成年者取消権」が使えなくなります。

例年、新成年を狙った悪質商法が発生しています。被害に遭わないように、契約について正しい知識を身に付けましょう。また、困ったときは一人で抱え込まず、消費生活センターに相談してください。

新成年を狙った手口

- キャッチセールス  
アンケートに応じるように声をかけ、事務所等に連れていきます。事務所等では、契約するまでは帰れない状況に追い込み、契約を迫ります。
- マルチ商法  
「友人を紹介すればお金がもらえる」等と勧誘して高額商品を購入させます。
- デート商法  
SNS等で近づき、恋愛感情や好意を巧みに利用し、契約を迫ります。

●「未成年者取消権」とは

未成年者が、保護者の同意なしに契約してしまった場合、一定の条件の下に契約の取り消しができることが法律で定められています。ただし、自身の年齢や保護者の同意を得ているとそをついて契約した場合や、お小遣いの範囲の金額の契約は取り消しできません。

消費生活センターをご利用ください

受付日	(月)～(金) ※祝等は除く
時間	午前8時30分～午後4時30分
受付専用電話	☎(5604)7055
場所・問合せ	消費生活センター(区役所6階) ☎内線477 ※出・日・祝等は、消費者ホットライン☎188をご利用ください



婚姻開始年齢が変わります

今回の民法の改正で、令和4年4月1日以降、女性の婚姻開始年齢が18歳に変わります。なお、令和4年4月1日時点ですでに16歳以上の方については、引き続き、18歳未満でも婚姻できます。

問合せ 戸籍住民課戸籍係 ☎内線2354

裁判員に選ばれる場合があります

裁判員裁判制度は、国民の中から選ばれた裁判員が刑事裁判に参加し、罪の有無や、有罪の場合の刑の内容を決める制度です。成年年齢の引き下げに伴い、令和5年から、18・19歳の方も裁判員に選ばれる場合があります。詳細は、裁判員制度ウェブサイト (<https://www.saibanin.courts.go.jp/>) をご覧ください。

問合せ 東京地方裁判所裁判員係 ☎(3581)2910

成人の日のつどい(仮称)は  
20歳の方を対象に開催します

区では、成人式にあたる「成人の日のつどい(仮称)」を開催します。成人の日のつどい(仮称)は、成年年齢引き下げ後も、これまでどおり20歳の方が対象になります。詳細は、荒川区ホームページをご覧ください。

問合せ 生涯学習課生涯学習事業係 ☎内線3354

# 消費生活センターをご利用下さい



## 受付時間

月～金曜日(祝日等は除く)、午前8時30分～午後4時30分

## 受付専用電話

03(5604)7055

土・日・祝日は**消費者ホットライン188**をご利用ください。

## 場所

荒川区役所6階